

会社法上の監査と 金融商品取引法上の監査

岸 田 雅 雄

I 問題の所在

わが国の株式会社に対する公認会計士・監査法人の会計監査には、会社法上の監査と証券取引法（平成19年から金融商品取引法となるが、以下では金融商品取引法を合わせて証券取引法とする）の2つの監査制度がある。証券取引法上の監査制度は1948年の証券取引法の制定とともに発展してきたが、会社法上の会計監査制度は昭和49年の「株式会社の監査の特例に関する商法の特例に関する法律（監査特例法）」によって行われ、その後平成18年会社法に引き継がれたものであるが、その経緯も目的も大きく異なる。ただし多くの上場会社は同時に監査特例法上の大会社でもあったためは事実上同一のものとして規制されてきた。しかし証券取引法制定後60年近く、商法特例法制定以来33年経った現在では当初考えられなかったような多くの問題が出ている。そこで本稿ではこれらの問題について検討を加える。

II 証券取引法の制定と公認会計士監査の制度化⁽¹⁾

昭和22年（1947年）にアメリカ型の独立行政機関としての証券取引委員会の設置を条件に証券取引法が制定された。この法律は、アメリカの1933

(1) 以下の記述は、主として山浦久司・会計監査論（3版）89頁以下（平成15年）等による。

24- 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査（岸田）

年証券法、ならびに 1934 年証券取引所法をほとんどそのまま立法化したものであったが、翌年の昭和 23（1948）年に証券取引法はさらに整合性のある法律へと改正され、証券取引委員会は、証券の登録と検査、および証券取引の監督を行う、という SEC に近い権限を付与されるとともに、有価証券届出書と有価証券報告書の制度による情報開示制度も施行された。

その有価証券届出書と有価証券報告書には、「財務計算に関する書類」が含まれるがその当時はその監査証明を担当するための資格者としては計理士のみが存在しただけであった（証券取引法 193 条）。しかし証券投資の民主化、産業金融の適正化のためには、経理情報の開示と財務書類の真实性を担保する制度としての職業会計士制度の確立は不可欠だとして公認会計士の資格制度が、昭和 23 年に公認会計士法として新設され、同法の施行に合わせて計理士法は廃止となった。ところで証券取引法上の監査の根拠規定は、昭和 25 年の証券取引法改正で挿入された新設の証券取引法 193 条ノ 2（計理士監査を規定した第 193 条を改正）である。すなわち「財務計算に関する書類には、その者と特別の利害関係のない公認会計士の監査証明を受けなければならない」という明文の規定を設け証券取引法監査が発足し、その後昭和 25 年（1950 年）に、企業会計制度対策調査会が企業会計基準審議会に改組となり、その第三部会が「監査基準」と「監査実施準則」を中間報告として公表した。また同年、「財務諸表準則」を「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（財務諸表等規則）とする証券取引委員会規則が公布され、翌 26 年（1951 年）には「財務書類の監査証明に関する規則＝監査証明規則」も公布され、公認会計士監査を実施する基礎体制ができた。その後昭和 26 年（1951 年）7 月 1 日から、資本金 1 億円以上の上場会社（銀行、信託会社、保険会社を除く）、および有価証券届出書提出後に有価証券報告書を提出する会社に対して公認会計士による初年度監査が実施され、その後の昭和 32 年 1 月 1 日以降からは、いわゆる正規の監査が行われることとなった。公認会計士制度の運営は、昭和 23 年（1953 年）の公認会計士法発足時は大蔵省

の外局たる独立機関として出立した会計士管理委員会が、翌24年(1949年)には大蔵大臣の諮問機関たる公認会計士審査会が、さらに25年(1950年)の公認会計士法の改正により大蔵省外局の公認会計士管理委員会が、その後27年(1952年)には再び公認会計士審査会へ、平成15(2003)年の公認会計士法により公認会計士審査会は公認会計士・監査審査会が担うこととなった。

このように公認会計士監査は、証券取引法の発展と連動したために監査制度は大蔵省(現金融庁)が決定的な役割を演ずるとともに、監査業務も公認会計士自身も、法と行政に大きな影響を受けることになった。証取法監査は、昭和32年(1957)から正規の監査へ移行したが、昭和30年代から40年代にかけて、多くの不正経理事件が発生し、公認会計士監査の存在意義が問われることとなった。特に山陽特殊製鋼事件は、粉飾金額も社会的影響も大きく、わが国の企業会計ならびに会計監査の歴史に大きな影響を与えた。その結果会計監査については、(1)監査実施準則の改訂、監査基準・監査報告準則の改訂、(2)監査法人制度の創設、(3)日本公認会計士協会の特殊法人化、(4)商法監査役監査制度への反省と会計監査人監査制度創設、(5)連結財務諸表開示制度への問題提起、そして大蔵省(現金融庁)の証券行政の強化、が行われた。ところで昭和41年までは公認会計士法上、監査法人制度は認められていなかったがその後の企業不祥事を受けて監査業務の組織化や独立性の確保のためにも監査法人制度が必要と考えられ昭和41年の公認会計士法の改正で監査法人制度が認められるようになった。また昭和24年に設立された日本公認会計士協会(昭和28年に社団法人化)は任意団体であったのを業界の地位向上のため昭和41年(1966年)の公認会計士法の改正により、日本公認会計士協会を特殊法人化し、公認会計士の加入登録を義務づけた。

Ⅲ 商法監査制度⁽²⁾

ところで会社法上の監査制度の発展の後を見てみると、最初は監査役による監査であった。監査役は、明治 23（1890）年の最初の商法に盛り込まれたが、この法律は、それ以降の株式会社における株主総会、取締役、および監査役からなる三機関構成を決定づけることになった。監査役 3 人以上（任期 2 年以内）を株主総会で株主の中から選ぶこと（191 条：明治 26 年改正で 2 人以上）、監査役職分として、（1）取締役（3 人以上を要した）の業務が法律、命令、定款、株主総会決議に違反しないことの監視（および「業務施行上の過信及び不整の検出」があったが、明治 26 年改正で削除）、（2）計算書類の検査と株主総会への報告、（3）必要、有益であれば株主総会を招集すること（192 条）が規定され、その権限の遂行のため、会社の業務の実況を尋ね、会社の帳簿その他財産の現況を検査できることとした（193 条）。すなわち、監査役に、いわゆる業務監査と会計監査の権限を付したのである。ただ、この法律は部分的にしか施行されず、明治 32（1899）年公布施行の新商法へと移った。新商法も三機関構成を踏襲したが、監査役の任期を 1 年へ短縮（株主総会ごとの選任）、員数規定は削除、権限は、「何時にても取締役に対して事業の報告を求め又は会社の業務及び会社財産の状況を調査する」（181 条）こと、および「株主総会に提出せんとする書類を調査し株主総会に其意見を報告する」（183 条）こと、のような包括的な表現に改められた。そのほか株主総会招集権規定の条文変更（182 条）、取締役・支配人との兼任禁止規定の新設（184 条）等が施されていた。明治 44（1911）年の商法改正では、監査役の任期の延長（2 年を超えないこととする）や取締役との連帯責任制の規定といった改正が行われた。

その後に監査役規定の抜本的な改革が行われたのは、昭和 25（1950）年の商法改正である。そこでは代表取締役ならびにそれを監督する機関としての

(2) 以下の記述も主として山浦・前掲注 2・103 頁以下を参照した。

取締役会制度が新設され、これは監査役制度に大きな影響を与えた。また監査役の権限は会計監査（計算書類の監査）に限定され（275条）、監査役監査の無機能化を進めた。計算書類の監査に職務が限定されたために、監査機能が低下し、監査役は会計監査の専門家であることを要せず、単に取締役、支配人、使用人との兼任を禁止されている（276条）のみとなった。さらにその後の会社の粉飾倒産その他の不祥事の頻発の動きを受けて、昭和49年に改正商法ならびに、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（監査特例法）」による会計監査人監査が制度化された。これにより会計と監査に関する専門的能力をもつ職業会計士をして、独立の立場から会計監査を行わせ、株式会社会計の健全化を図ろうとした。監査特例法は、大会社に対して、公認会計士または監査法人を資格者とする会計監査人の監査を義務づけた。すなわち（1）監査役に従来の会計監査権の他に業務監査権を付与する（監査役は取締役の職務の執行を監査す。274条）。ただし、資本金が1億円以下の会社（小会社）の監査役は会計監査権のみである。任期を2年内とし、その会社または子会社の取締役、支配人、その他の使用人との兼任を禁じ、従来の営業報告請求権、業務財産調査権他に、子会社営業報告請求権、子会社業務財産調査権、取締役に対する行為差止請求権、監査役選解任に関する意見陳述権、訴の会社代表権等が加えられた。

（2）資本金が5億円以上の会社（大会社）は、監査役監査の他に、公認会計士または監査法人を資格者とする会計監査人監査を受ける（証券取引法非適用会社で資本金10億円未満の会社は別に法律で定める日まで適用しない）。ただし、選任は取締役会が行う。

すなわち監査役の制度を残し、業務監査権を与えて、その権限を旧に復したことで、大会社に対して職業会計士監査制度を導入したのである。

さらに、その後も、監査制度は昭和56（1981）年改正商法では監査役の実行権の取締役会招集請求権などの改正が加えられた。監査特例法は、大会社（会計監査人監査対象会社）としての従来の経過措置（資本金10億円未満の会社の

除外）を撤廃し、さらに負債総額 200 億円以上の会社を加えた（監査特例法、第 2 条）。また、会計監査人の選任権は株主総会に移され（議案は監査役会の同意を得る。3 条）、その他の資格、選解任に関する規定が改められた。さらに、大会社の監査役員の数を 2 人以上、うち常勤監査役を必置とし、会計監査人の監査報告書に不適法意見がなく、かつその結果を監査役が相当と認めれば、計算書類は株主総会の承認決議を要しないとした。なお、昭和 57（1982）年には「大会社の監査報告書に関する規則」（法務省令）が公布され、大会社の会計監査人ならびに監査役の監査報告書の記載事項が明規されている（後発事象の記載の明示が重要）。平成 5（1993）年改正商法では、監査役の任期を 3 年内とし、さらに監査特例法において大会社の監査役の員数を 3 人以上に増し、うち 1 人以上は社外監査役（就任前 5 年間、その会社または子会社の取締役または支配人その他の使用人でなかった者。）とし監査役会を構成させることとしたのである。

さらに平成 12（2000）年には、企業再編に係る法改正に伴ういくつかの改正、平成 13（2001）年の監査役関連規定の改正、また平成 14（2002）年には、後述する委員会等設置会社へ移行した場合の監査役公の廃止、連結計算書類に対する会計監査人監査制度、および「みなし大会社」への会計監査人監査制度の導入に伴う商法ならびに監査特例法の改正が行われた。

なお、小会社（資本金 1 億円以下で、かつ負債総額 200 億円未満の会社）の場合、監査役（1 人以上）は会計監査権のみを付与され（会計監査人は不要）、会計監査に関わる権限（会計帳簿および書類の閲覧もしくは謄写権、会計報告請求権、業務・財産調査権）を与えられるが、取締役から計算書類の提出を受けるのは定時総会の 5 週間前まで、その受領後、監査報告書の取締役提出は 4 週間後とするなど手続が簡略化されている。さらに、大会社でもなく小会社でもない会社（資本金 1 億円超 5 億円未満で、かつ負債総額 200 億円未満の会社。一般に中会社という）は商法本文の規定を受け、監査役（1 人以上）は会計監査と業務監査権を与えられ（会計監査人は不要）、

その権限は大会社の各監査役と同じであるが、取締役からの計算書類提出は定時総会の7週間前まで、監査報告書提出はそれより4週間後とするなど、手続の差異がある。

IV 現行の会社法上の会計監査人制度⁽³⁾

会計監査人は、会社法においても改正前商法・商法特例法の下での制度が原則として維持されたが、どのような会社でも任意に会計監査人の設置ができるようになったこと、中小会社が会計監査人を任意に設置しても、監査役会の設置は義務づけられないこと(みなし大会社制度の廃止)、株主代表訴訟の対象となること、社外取締役並みの責任限定・免除の制度の適用があることなどの点の変更がある。

なお会計監査人の資格について以下に掲げる者は、会計監査人となることができない(337条1項・3項)として特に「公認会計士法の規定により、計算書類について監査をすることができない者」が問題となる

会社法では、商法特例法4条2項4号に相当する規定がないので、ある社員が業務停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない場合であっても、その社員が属する監査法人が会計監査人となることは妨げないことになる。

V 証券取引法上の監査制度

証券取引法においては、次の開示書類である有価証券報告書等の中の財務書類について、その有価証券発行者と特別の利害関係のない公認会計士・監査法人による監査証明を受けなければならない(193条の2)。

監査証明の対象となる財務書類は、有価証券報告書に含まれる最近2事業年度の財務諸表、連結財務諸表等の財務書類を訂正する書類等である(監査

(3) 長島・大野・常松法律事務所・アドバンス新会社法378頁(平成17年)以下を参照した。

証明府令1条)。

監査証明は、公認会計士または監査法人が作成する監査報告書等によってなされる。会計情報の真実性の確保のためにもっとも重要な情報は、監査の対象となった財務諸表等が発行者の財政状態及び経営成績を適正に表示しているかどうかについての公認会計士または監査法人の意見（監査意見）である。

証券取引法による財務諸表監査については、損害賠償責任が明文で規定されている。すなわち、証券取引法 21 条 1 項は、有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、当該有価証券届出書を提出した役員、売出人、元引受証券会社又は登録金融機関とともに「当該有価証券届出書に係る監査証明において、当該監査証明に係る書類について記載が虚偽であり又は欠けているにもかかわらず、虚偽でなく又は欠けていないものとして証明した公認会計士又は監査法人」（同法同条同項第 3 号）は、虚偽の記載等によって生じた損害を賠償する責任を負うと定めている。有価証券報告書、半期報告書に関しても、証券取引法は同様の規定を定められている（同法第 24 条の 4 及び第 24 条の 5 第 5 項）。

VI 会社法監査と証券取引法の比較

1 問題の所在

会社法監査と証券取引法監査とは、実際には同じ公認会計士・監査法人によって同じ時期に同じような方法によって同じような監査意見が作成されることが多いが、法的には両監査は大きく異なっている。そのためさまざまな問題が生じているため、まず主要な相違点を検討し、問題点を指摘してみたい。

2 強制か任意か

1) 会社法上の監査 会社法上の会計監査人による監査は原則として任意である(会社法326条2項)が、実際には大会社、委員会設置会社等一定の場合には強制適用となる(会社法327条4項)。しかしそのような強制適用会社であっても会計監査人監査を受けない場合には、単に100万円以下の過料に処せられる(会社法976条22号)だけに過ぎず、強制適用制度は実際には実効性に乏しいとの指摘もある。なお会社法上の監査がすべての種類の会社に任意適用されることとなった結果として、その会計監査人設置の有無を明かにするために登記義務が課せられている(会社法911条19号)。

これに対して証券取引法上の監査の場合は、証券取引法上の書類作成上の義務であるため、これを怠って場合には一定の制裁(証券取引法205条1項)があるほか、上場会社等の場合には、上場廃止等の大きな影響があるため、その実効性が確保されているといえる。

3 監査人の選任・解任

1) 会社法上の会計監査人

昭和49年に商法上(監査特例法上)の会計監査人制度が導入されたが、これは基本的に証券取引法監査を補足するものであり、単なる外部監査と捉えられていた。しかし昭和56年の商法特例法の改正により、その選任を株主総会に委ねることとしたため機関もしくは機関に準ずる組織と考えられることとなった。

すなわち会計監査人は、株主総会の決議(普通決議)によって選任する(329条1項)。監査役設置会社においては、取締役は、会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役(監査役会設置会社でない場合。ただし、監査役が2人以上ある場合にはその過半数)または監査役会(監査役会設置会社の場合)の同意を得なければならない(344条1項1号・3項)。また、監査役(監査役会設置会社でない場合)または監査役会(監査役会設置会社の場合)は、取締役に対し、会計監査人の選任に関する議案

32- 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査（岸田）

を株主総会に提出すること、または会計監査人の選任を株主総会の目的とすることを請求することができる（同条2項1号・2号・3項）。委員会設置会社においては、監査委員会が会計監査人の選任に関する議案の内容の決定を行う（会社法404条2項2号）。

会計監査人は、株主総会に出席して、会計監査人の選任について意見を述べることができる（345条5項による同条1項の準用）。この点は、会計参与の場合と同様である。

なお会計監査人の任期は、原則として、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである（338条1項）が、定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなされる（同条2項）。ただし、会計監査人設置会社でなくなるための定款変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する（同条3項）。

会計監査人は、任期の満了により終任となるが、前述のとおり、定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなされる（338条2項）。また、会計監査人の資格（337条）の喪失や株式会社の清算（475条・477条1項・2項）の場合には、当然に会計監査人の地位を失う。株式会社と会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う（330条）ので、会計監査人はいつでも辞任することができるし（民法651条1項）、会計監査人の死亡や会計監査人についての破産手続開始の決定によっても会計監査人の地位を失う（同法653条）。以上の各点は、取締役や会計参与の場合と同様であるが、監査役の場合は、株式会社の清算の開始も終任事由となっている点で異なる。監査役設置会社においては、取締役は、会計監査人を再任しないことを株主総会の目的とするには、監査役（監査役会設置会社でない場合。ただし、監査役が2人以上ある場合にはその過半数）または監査役会（監査役会設置会社の場合）の同意を得なければならない（344条1項3号・3項）。また、監査役（監査役会設置会社

でない場合) または監査役会(監査役会設置会社の場合)は、取締役に対し、会計監査人を再任しないことを株主総会の目的とすることを請求することができる(同条2項3号・3項)。委員会設置会社においては、監査委員会が会計監査人の不再任に関する議案の内容の決定を行う(404条2項2号)。会計監査人は、株主総会において、会計監査人の辞任または不再任について意見を述べることができる(345条5項による同条1項の準用)。また、会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨およびその理由を述べることができ(345条5項による同条2項の準用)、取締役は、会計監査人を辞任した者に対し、当該株主総会を招集する旨および株主総会の招集に関する事項を通知しなければならない(345条5項による同条3項の準用)。以上の各点は、会計監査人が株主総会において、辞任のみならず不再任についても意見を述べる点を除き、監査役や会計参与の場合と同様である⁽⁴⁾。

会計監査人はいつでも株主総会の決議(普通決議)によって解任することができる(339条1項)が、取締役、監査役および会計参与の場合と異なり、株主総会の解任決議に関する定足数の下限(3分の1)の規定の適用はない(会社法341条参照)。会計監査人の解任について拒否権が付与された種類株式が発行されている場合(会社法108条1項8号)の処理(株主総会での決議に加え、当該種類株主総会の決議が必要)には、取締役の場合と同じ規定

(4) そのほかの規定としては、会計監査人が欠けた場合または定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役(監査役会設置会社でない監査役設置会社の場合)、監査役会(監査役会設置会社の場合)または監査委員会(委員会設置会社の場合)は、一時会計監査人の職務を行うべき者(仮会計監査人)を選任しなければならない(会社法346条4項・6項・7項)。仮会計監査人について仮会計監査人の資格などについての規定(337条)および監査役(監査役会設置会社ではない監査役設置会社の場合)、監査役会(監査夜会設置会社の場合)または監査委員会(委員会設置会社の場合)による会計監査人の解任についての規定(340条)が準用される(346条5項)、等の規定がある。

が適用される（会社法 323 条）。他方、会計監査人の選任に関しては、選任権付種類株式の制度（会社法 108 条 1 項 9 号参照）はなく、また累積投票制度（会社法 342 条参照）の適用もないので、それらの関係の規定は適用されない（会社法 309 条 2 項 7 号・347 条参照）。以上の各点は、会計参与の場合と同様である。監査役設置会社においては、取締役は、会計監査人の解任を株主総会の目的とするには、監査役（監査役会設置会社でない場合。ただし、監査役が 2 人以上ある場合にはその過半数）または監査役会（監査役会設置会社の場合）の同意を得なければならない（会社法 344 条 1 項 2 号・3 項）。委員会設置会社においては、監査委員会が専ら監査人の解任に関する議案の内容の決定を行う（404 条 2 項 2 号）。監査役（監査役会設置会社でない監査役設置会社の場合）、監査役会（監査役会設置会社の場合）または監査委員会（委員会設置会社の場合）は、会計監査人が、①職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき、②会計監査人としてふさわしくない非行があったとき、③心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないときには、当該会計監査人を解任することができる（340 条 1 項）。この場合、監査役全員（監査役設置会社の場合）または監査委員全員（委員会設置会社の場合）の同意をもって行わなければならない（同条 1 項・2 項・4 項・5 項）、監査役（監査役設置会社の場合。ただし、監査役会設置会社にあつては監査役会が選定した監査役、監査役会設置会社でない監査役設置会社で監査役が 2 人以上ある場合にあつては監査役の互選によって定めた監査役）または監査委員会が選定した監査委員（委員会設置会社の場合）は、その旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告しなければならない（同条 3 項・4 項・5 項）。

会計監査人は、株主総会において、会計監査人の解任について意見を述べる（345 条 5 項による同条 1 項の準用）。また、監査役、監査役会または監査委員会により会計監査人を解任された者（340 条参照）は、解任後最初に招集される株主総会に出席して、解任についての意見を述べるこ

とができ（会社法 345 条 5 項による同条 2 項の準用）、取締役は、監査役、監査役会または監査委員会により会計監査人を解任された者に対し、当該株主総会を招集する旨および株主総会の招集に関する事項を通知しなければならない（345 条 5 項による同条 3 項）。会計参与や監査役では、辞任した者にも認められているその後最初に招集される株主総会における意見の陳述権が、監査役、監査役会または監査委員会により会計監査人を解任された者にも認められている点で異なる。

2) 証券取引法上の公認会計士・監査法人の監査

証券取引法上の監査は、一定の条件を充たす証券取引法適用会社については、当然に公認会計士・監査法人の監査を受けた法定開示書類（有価証券報告書等）を作成する義務がある（証券取引法 193 条の 3）が、その公認会計士・監査法人の選任・解任手続は原則として取締役（代表取締役）の職務執行の一環と考えられ、株主総会の決議は不要である。

このように、一方は株主総会で、他は取締役（特に代表取締役等）によって契約を行った会計監査人と公認会計士・監査法人であっても、実際は同じ監査人が同じ監査業務を行っているため、法的には、複雑な様相を呈している。なぜなら、多くの場合は一通の契約書で会社法及び証券取引法の監査を行うことを約するにかかわらず、法的な効果はまったく異なるからである。会社法上の監査を行う会計監査人は、株主総会で選任された会社の機関（またはこれに準ずるもの）として会社と委任契約（準委任契約、会社法 330 条）を締結し、会社のために会社の行為として監査を行うのに対し、証券取引法上の監査はあくまでも経営者たる取締役（代表取締役）から委任（準委任）を受けて外部から会社の監査を行うものである。このように考えると会社法上の会計監査人と証券取引法監査の公認会計士・監査法人の立場とは相容れないこととなるが、実際には、同じ公認会計士・監査法人が同一の監査を行うながら、これを別個の監査として監査報告を作成しているのが実情である。

4 監査の時期

1) 会社法上の監査

会社法上の会計監査人の計算関係書類の通常の監査は、株主総会の前に行われるものである⁽⁵⁾。これは会社計算規則において、株主総会に提出する計算関係書類について規定しているところからも明かである。すなわち定時株主総会に計算書類を提出しなければならない、その計算書類は、会計監査人設置会社においては会計監査人の監査を受けなければならない（会社法 438 条 1 項 2 号）。このように会計監査人設置会社においては、計算関係書類は、会計監査人および監査役・監査役会（委員会設置会社の場合は監査委員会）の監査の対象となる。そこで、取締役（委員会設置会社では執行役）は、計算関係書類を会計監査人に提供するときには、監査役（委員会設置会社では、監査委員会の指定した監査委員）に対しても計算関係書類を提供しなければならないものとしている。これは、監査役（委員会設置会社では、監査委員会）の監査期間を確保し、監査役（委員会設置会社では、監査委員会）が会計監査人の会計監査報告を受領する前に自らの監査を進めることを可能にし、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断する上で必要な活動を行うことを可能にするものである。会計監査人も監査に当たって、監査役（委員会設置会社では、監査委員会）と意思の疎通を図り、意見交換を行う可能性があるため、監査役（委員会設置会社では、監査委員会）としては計算関係書類の提供を受ける必要がある。

さらに会社法では、一定の監査結果、すなわち会計監査人等がその監査の結果適正意見等を提出した場合等には一定の効果を生ずることとしている。すなわち一定の要件を充たす会社（取締役の任期が1年、監査役（会）、会計監査人設置会社）においては、監査役（会）のほか、会計監査人の監査において適正意見が出された場合には、計算書類、剰余金の配当について株主

(5) これは臨時計算書類の場合も原則として同様である（会社法 441 条）。

総会決議を不要としている(会社法459条2項・会社計算規則183条)。

2) 証券取引法

これに対して、証券取引法上の有価証券報告書の提出は、事業年度経過後3ヶ月以内とされており(証券取引法24条1項)、原則として株主総会決議によって計算書類及び剰余金配当が確定した後とされる。しかし証券取引法では有価証券報告書に限らず、有価証券届出書等の多様な種類の情報開示書類の作成が求められ、それらの一部は必ずしも公認会計士・監査法人の監査を要求していない。

5 監査の意義とレビュー

1) 会社法

会社法における監査の意義について会社計算規則145条は明確な定義規定を置いている。すなわち「監査」とは「公認会計士2条1項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含む」とする。この規定によれば、会社法上の監査には公認会計士法2条1項に規定する本来の「監査(公認会計士が独占する)」とそれ以外の「計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続」の2つを含む広い概念となっている。しかし基本的には公認会計士2条1項の監査が中心となっている。

これに対して証券取引法上の監査は原則として、公認会計士法2条1項に定める監査をいうと考えられる。これは前述のように証券取引法の発展が公認会計士法の発展と連動してきたことから明かである。しかし最近の新しい動きとしては、2008年4月以降の証券取引法の改正による金融商品取引法の施行とともに設けられる四半期報告書制度における監査は従来型の厳格な意味での監査ではなく、「監査」と区別される「レビュー」であることが注目を集める⁽⁶⁾。

すなわち四半期報告書の報告基準によれば、「四半期レビューにおける監査人の結論は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかについて消極的形式で表明される。」こととなる（平成18年11月21日企業会計審議会「四半期レビュー基準の設定について－公開草案」参照）。その具体的な内容は今後のレビュー制度の発展とともに明かになる従来型の厳格な意味での「監査」とは異なることは明かである。

6 監査人の監査の範囲

1) 会社法上の監査の範囲

会社法において、会計監査人の監査対象となる書類は原則として計算関係書類である。（会社計算規則2条3項3号二）。会社法上の計算関係書類とは、成立の日における貸借対照表、各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類、連結計算書類をいう（会社計算規則2条3号二）。個別の計算書類には貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記

(6) 「四半期レビューの目的」では、国際的な基準との整合性も勘案し、四半期レビューの目的は、四半期財務諸表の適正性に関する消極的形式による結論の表明にあることを明示した。すなわち四半期レビューにおける監査人の結論は、本四半期レビュー基準に従い、不適切な結論を表明するリスクを適度な水準に抑えるために必要な手続を実施して表明されるものであるが、その手続は、質問及び分析の手続等を基本とし、監査基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続からなる。また、四半期レビューは、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないということについて合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものではない。

ただし、四半期レビューは、年度の財務諸表の監査を前提として実施されるものであり、監査人は年度の財務諸表の監査と適切に組み合わせて四半期レビューを実施することにより、監査人が被監査企業の重要な虚偽表示に関わる情報を入手する機会が増すなど、全体として監査の実効性がより向上することが期待される。

表(会社計算規則91条)があり、連結計算書類には、連結貸借対照表、連結損益書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表(会社計算規則93条)、臨時計算書類には臨時決算日における貸借対照表、臨時決算日の属する期間に係る損益計算書(会社法441条)がある。これらはいずれも会社法及び会社計算規則に従って作成される。

2) 証券取引法上の監査の範囲

証券取引法上の監査の対象となるものは、原則として財務諸表等と、内部統制報告書である⁽⁷⁾。証券取引法上の財務諸表は、個別の財務諸表として、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュフロー計算書及び附属明細表(財務諸表等規則1条1項)があり、連結財務諸表として、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュフロー計算書および連結附属明細表があり、これらは財務諸表等規則、連結財務諸表規則に従って作成される(連結財務諸表規則1条)。このように比較すると会社法上の監査では証券取引法の監査の対象となるキャッシュフロー計算書が含まれていないことが明かとなる。

7 監査意見

1) 会社法

会社法における監査意見は現在では基本的に証券取引法と異ならなくなった。しかし旧商法では会社法監査と証券取引法監査では監査意見が異なり、会社法では適法性監査、証券取引法では適正性監査と区別されていた。これはその制度設立の経過によるものであり、実質的にはそれほど大きな相違があった訳ではなかったが、会社法では証券取引法の規制の仕方に揃えたものである。すなわち会社法上の会計監査人は計算関係書類が当該株式会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうか

(7) 正確には金融商品取引法において内部統制報告書が含まれる(金融商品取引法193条の2第2項)。

40- 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査（岸田）

かについての意見を明かにしなければならない。会社計算規則 154 条によれば、監査意見として、無限定適正意見、不適正意見、除外事項を付した限定付適正意見があることが明かである。これらは監査省令 4 条 4 項と対応しているが、以下の相違点がある⁽⁸⁾。ただし監査証明省令では、a. 「財務諸表等」とされているものが会社計算規則では「計算関係書類」と、b. 「一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める方法」とされているものが会社法では「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」と、c. 「当該財務諸表等に係る事業年度」とされているものが「当該計算関係書類に係る期間」と、d. 「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況」とされているものが、e. 「財産及び損益の状況」と、それぞれ変更されている点異なる。さらに具体的には会社法上の意見については次のように解されている。

①除外事項を付した限定付適正意見は、一定の事項を除外した残りの部分が適正とする意見である。すなわち監査人が、「経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどには重要でないと判断したとき」、または、監査人が「重要な監査手続を実施できなかったことまたは「他の監査人が実施した監査の重要な事項について、その監査の結果を利用できないと判断したときに更に当該事項について、重要な監査手続を追加して実施できなかった」ことにより、「無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表に対する意見表明ができないほどには重要でないと判断したとき」に表明される（『監査基準』第四、四、1 および五、1 及び 3）。なお監査人が、継続企業の前提に重要な疑義が認めら

(8) 以下の説明は主として、弥永真生・コンメンタール・会社計算規則、改正商法施行規則 698 頁以下（2006 年）による。

れるときにその重要な疑義に関わる事項が財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合にも除外事項を付した限定付適正意見が表明されることがある（『監査基準』第四，六，2）。

②不適正意見は，その監査結果として会計処理方法が不適正とするものである。すなわち監査人が，「経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法，財務諸表の表示方法に関して著しく不適切なものがあり，財務諸表が全体として虚偽の表示に当たると判断した場合に」表明される（『監査基準』第四，四，2）。また，監査人が，継続企業の前提に重要な疑義が認められるときにその重要な疑義に関わる事項が財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合にも不適正意見が表明されることがあるし（『監査基準』第四，六，2），継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には，継続企業を前提とした財務諸表については不適正である旨の意見が表明される（『監査基準』第四，六，4）。

③ 前号の意見がないときは，その旨およびその理由これは監査の結果，適正とも不適正ともいわずれとも断言しがたい場合である。すなわち「公認会計士又は監査法人は，重要な監査手続が実施されなかったこと等により，……意見を表明するための合理的な基礎を得られなかった場合には，同項の規定にかかわらず……見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書……記載しなければならない」とする監査証明府令4条10項に対応する。

2) 証券取引法

証券取引法監査では，その監査結果についての意見は，無限定適正意見，不適正意見，除外事項を付した限定付適正意見，の3つである。具体的な監査意見の内容については「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（監査府令）」に詳細に規定されている。すなわち①財務諸表等の項目が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って処理されているか否か，②重要な項目がその基準に従っていない場合には，その理由，その影響，③会計基準の変更がなされているか否か，④会計基準の変更がある場合には，変更が正

42- 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査（岸田）

当な理由に基づいているか否か、その理由、及び変更の影響等を示して行われる意見であり、重要な監査手続の実施が不可能であった場合には、監査意見を差し控えなければならない（監査証明府令4条）。監査報告書及び中間監査報告書は、それぞれ、有価証券報告書、半期報告書の「経理の状況」欄に表示され、投資者の参考とされる（開示府令第3号様式・第5号様式）。なお監査を行った公認会計士または監査法人は、監査に係る記録・資料を事務所に備え置かなければならない（監査証明府令6条）。このように見ると、会社法と証券取引法の監査意見の表明方法はほぼ統一されたと見ることができる。

8 公認会計士・監査法人に対する懲戒

1) 公認会計士法の懲戒の事由⁽⁹⁾

公認会計士の業務のうちもっとも重要なものが監査証明業務であり、これは監査及び会計の専門家としての公認会計士の中核的なものと考えられる。そのため監査証明業務に対する公正性と信頼性の確保のために、公認会計士法は、虚偽又は不当な証明を行った監査に関して懲戒処分制度を置いている。懲戒処分は、公認会計士が故意に虚偽又は不当のある証明を行った場合（故意による虚偽又は不当の証明）と相当の注意を怠って重大な虚偽又は不当のある証明をした場合（過失による虚偽又は不当の証明）とに分けて規定し、前者に対してより重い懲戒処分をすることができるものとする。具体的には以下の通りである。

①虚偽又は不当のある証明として懲戒処分を受ける場合は、「虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合」である（公認会計士法3条1項及び2項）。「虚偽」とは、当該財務書類の作成者が、真実ではないことを知りながら真実ではないことを記載したこ

(9) 以下の記述は主として羽藤秀雄・改正公認会計士法218頁以下（平成16年）による。

とを、「錯誤」とは、作成者が真実ではないことを知らずに真実ではないことを記載したことを、「脱漏」とは作成者が記載すべき事項等を記載しなかったことを、それぞれ意味する。なお過失による虚偽又は不当の証明の場合には、虚偽又は不当の内容が「重大」であることが要件である。

②虚偽又は不当のある証明としての懲戒処分は、公認会計士に「故意」がある場合と「相当の注意を怠り」虚偽又は不当のある証明をした場合とに分けて定められており、前者に対してはより重い懲戒処分をすることができるものとされている。

(a) 公認会計士が「故意に」虚偽又は不当のある財務書類を、虚偽及び不当のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、2年以内の業務の停止又は登録の抹消の懲戒処分をすることができる(公認会計士法30条1項)。故意により虚偽又は不当のある証明をすることは、戒告の懲戒処分は認めず、より重い懲戒処分をすることができるとする。

(b) 公認会計士が「相当の注意を怠り」、重大な虚偽又は不当のある財務書類を、重大な虚偽及び不当のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、戒告又は2年以内の業務の停止の懲戒処分をすることができる(公認会計士法30条2項)。過失による虚偽又は不当の証明の場合には、故意の場合よりも一段階軽い懲戒処分が規定されており、場合によっては、戒告にとどめることも認める。「相当の注意」とは、職業専門家として通常払うべきであると考えられている程度の注意をいい、いわゆる善管注意義務よりは高度のものである。

③なお監査法人が虚偽又は不当のある証明をした場合は、監査の法的責任が監査法人に帰属するので、懲戒処分も監査法人に対して行われる。ただし、仮に監査法人だけが懲戒処分を受け、実際に業務を行った社員である公認会計士が懲戒処分を受けないとするのは、監査法人に属さない公認会計士が虚偽又は不当のある証明をした場合に比べて、均衡を失うことになるとして、公認会計士法30条3項は、監査法人が虚偽又は不当のある証明をした場合

には、監査法人自身の懲戒処分とともに、その業務を行った社員である公認会計士についても、懲戒処分を行うことができるとする。

2) 公認会計士法上の懲戒責任

公認会計士は、内閣総理大臣が行う懲戒処分に服すべき責任を負う（公認会計士法 29 条, 30 条及び 31 条）。公認会計士法上の懲戒処分は、適正な運営の確保の指示と同様に、公認会計士監査制度を適切に維持するために、内閣総理大臣が公認会計士法の定めるところにより行う行政上の処分である。懲戒処分に不服のある場合には、一般の行政処分と同様に、行政府不服審査法等の規定に基づいて、当該懲戒処分について争うことができる。

公認会計士に対する懲戒処分には、「戒告」「2 年以内の業務の停止」及び「登録の抹消」の 3 種がある（公認会計士 29 条各号）。

- ①「戒告」は、将来にわたって戒めるものである。
- ②「業務の停止」は、2 年以内の期間に限り公認会計士の業務を行うことのできないことにするものである⁽¹⁰⁾。
- ③「登録の抹消」

「登録の抹消」は、最も重い懲戒処分であり、公認会計士の業務を行う上での要件とされている公認会計士名簿の登録が抹消され、公認会計士としての身分を失う。公認会計士法 34 条 3 項に基づき公告される。登録の抹消の懲戒処分を受けた場合は、当該処分の日から 5 年を経過しなければ、再び公認会計士となることはできない（公認会計士法 4 条 5 号）。しかし、公認会計士となる資格（法第 3 条）自体までを失うものではなく、特段の事由がな

(10) 金融庁は 2002 年 10 月 15 日、粉飾決算が発覚したフットワークエクスプレス（大阪市）の監査を担当した瑞穂監査法人（神戸市）を、同日付で 1 年間の業務停止処分にすると発表した。監査法人が業務停止処分を受けるのは初めてであった。瑞穂監査法人は担当企業の監査の中断を避けるため、中央青山監査法人にこれを引き継ぐよう要請したものである。フットワークエクスプレスの監査報告書に実際に署名した二人の会計士は登録抹消にした。処分理由は、1997 年 12 月期から 99 年 12 月期の財務諸表に虚偽があることを知りながら、虚偽がないとして監査証明を出したためである。

い限り、懲戒処分を受けた日から5年を経過すれば、再び公認会計士としての登録を受けて、公認会計士としての業務を行うことができる。

2 業務停止処分と会社法・証券取引法⁽¹¹⁾

公認会計士または監査法人についてIカ業務停止処分が与える影響は会計監査人による監査と証券取引法上の監査とでは以下のように異なる⁽¹²⁾。

1) 会社法

会社法上では会計監査人は株主総会の決議によって選任しなければならないものとされているため(会社法329条1項)、会計監査人である公認会計士または監査法人に対して業務停止処分が加えられた場合に、その業務停止処分期間終了後に、当該公認会計士または監査法人を会計監査人として選任する場合には改めて株主総会で選任しなければならない。また会社法上の会計監査人は常設の機関(あるいは機関類似のもの)なので、会計監査人が欠けたときは、会計監査人または一時的会計監査人を選任しなければならない。会計監査人をこのように常置機関とするのは期中監査の充実のためであるとされる。

2) 証券取引法と業務停止処分

証券取引法では監査人(公認会計士・監査法人)の選任方法および任期などについては何ら規定がないため、原則としてその選任・解任は自由と考え

(11) 以下の記述は主として弥永真生「監査法人の業務停止と会計監査人としての欠格事由」商事法務1773号4頁以下(2006年)を参照した。弥永教授の論考は大変有益な示唆に富むものである。

(12) カネボウの平成11年3月期、平成12年3月期、平成13年3月期、平成14年3月期および平成15年3月期の各有価証券報告書の財務書類にそれぞれ虚偽の記載があったにもかかわらず、中央青山監査法人の関与社員が故意に虚偽のないものとして証明したことを理由として、平成18年5月10日に、金融庁は、中央青山監査法人に対し、業務の一部(証券取引法監査および会社法(商法特例法)監査(法令に基づき、会社法(商法特例法)に準じて実施される監査を含む))停止2カ月という公認会計士法上の懲戒処分を行った。

られる。そのため監査人である公認会計士・監査法人に対して公認会計士法に基づき業務停止処分が行われても業務停止処分期間終了後に、当該公認会計士または監査法人と監査契約を締結することはなんら法律上は問題ない。さらに監査人は証券取引法上は会社の常設機関（あるいは機関類似のもの）ではないため、年度監査の時期あるいは中間監査の時期と業務停止処分期間とが重ならならない以上、業務停止期間中は監査人を選任せず、業務停止処分明けの公認会計士あるいは監査法人に財務諸表・連結財務諸表あるいは中間財務諸表・中間連結財務諸表の監査をすることも可能である。

このように両者を比較すると会社法上の規制の方が証券取引法上の規制よりも厳格であると考えることができる。そこで次のような問題点が指摘されている⁽¹³⁾。すなわち「会社法上も、会計監査人を常設のものとして位置づけることが妥当かどうか」、さらに「業務停止処分に関して、少なくとも、一時会計監査人の選任を要するかどうかを分ける『遅滞なく会計監査人が選任されないとき』という要件についての解釈を緩めることはできないかどうかを検討する必要がある」、とされ、さらに「臨時計算書類が作成されない場合には、計算書類およびその附属明細書（さらに、一定の会社では連結計算書類）の監査に支障がない限り、一時会計監査人を選任する必要はない、その判断に誤りがあったときは、監査役等に善管注意義務違反があったものとして、その損害賠償責任を問えばよいという解釈はできないのであろうか」という問題提起である。これは有益な示唆と思われる。実際、両監査制度を比較すると「投資者保護の要請が高いと思われる証券取引法監査との関係ですら、財務諸表・連結財務諸表あるいは中間財務諸表・連結中間財務諸表について、公認会計士あるいは監査法人が、結果として、監査証明をしてくれば、監査期間の長短は問われて」おらず、「内部統制の状況の評価を踏まえた監査契約の締結の可否の検討や前任監査人からの引継ぎには相当の時間を要す

(13) 弥永・前掲・注8頁。

るため、一ヵ月やニカ月の期間の業務停止処分の場合に、その間をカバーするために、一時会計監査人を選任しなければならないとするのは、被監査会社にとっての負担を考えると、多くの場合、合理的ではないのではないかと思われる」ため、この公認会計士法上の義務停止処分のあり方について再検討すべき時期がきているように思われる。

Ⅶ 結語

本稿においては、証券取引法監査と会社法の歴史と現状を振り返りながら、両制度のあり方を再検討すべき時期に来ているのではないかを問題提起したい。前述のように、公認会計士監査制度は証券取引法の発展とともに、その監査範囲を拡大し、広く会社以外の法人等にも広げられてきた。これに対し、商法（会社法）上の監査制度は本来、証券取引法監査の及ばない会社等の監査を行うべきものとして発足したにもかかわらず、実際には多くの大企業においては、証券取引法、会社法の二重の監査義務を負担し、加重なコストにあえいでいるように思われる。もちろんその二重の監査制度には二重にすることがその制度上止むを得ない場合も少なくないことは理解できるが、本稿で検討したように多くの問題を生じていることも事実であろう。特に最近の公認会計士法による公認会計士・監査法人に対する業務停止処分はこの二重負担における矛盾を明かにしたように思われる。従って会社法及び証券取引法監査のうち、統一できるものはできる限り統一し、そのコスト負担の軽減を図る措置を採ることが望ましい。特に2008年4月から導入される予定の証券取引法（金融商品取引法）上の財務計算に関する内部統制報告書制度（証券取引法24条の4の4、193条の2第2項）に対する監査が公認会計士・監査法人に義務づけられるのに対し、会社法上の内部報告制度に対する事業報告に対する監査は監査役のみがその監査に当たるしている（会社法施行規則129条）。しかし実際には、事業報告であっても会計監査人の監査の範囲に含まれるものも少なくないため、これについても会社法と証券取

48- 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査（岸田）

引法の間の問題が生じるものと思われる。いずれにしてもこの問題は今後、監査制度の抜本的改正を考える上で避けて通れない問題であるように思われる。

【後記】

後藤紀一先生には、30年近くにわたって大変お世話になりました。この度ご停年を迎えられるとのこと、心からお喜び申し上げますとともに長年のご厚誼に心からお礼申し上げます。退職後も益々のご活躍をお祈り申し上げます。